

令和7年4月1日から

普通自動車を使用する技能試験の方法が変わります!!

普通仮免許、普通免許、普通第二種免許の MT（マニュアル）免許の技能試験方法が変更

令和7年4月1日からは、【新方式】

- **AT（オートマチック）免許を希望**するときは
AT車のみで技能試験をします。 ※これまでと変更ありません。
- **MT（マニュアル）免許を希望**するときは
AT車の試験に合格した後に、プラスして
MT普通車（クラッチ・ギア操作）の試験に合格 することに変更されます。
※ AT車を使用した技能試験を最初に行います。
- 試験手数料は申請免許の種類に応じた手数料で、MT・AT試験とも同額です。

ここが変わりました

- 1 AT免許を希望する場合は、これまでと技能試験の方法に変わりはありません。
- 2 MT免許を希望する場合は、最初にAT自動車を使用した技能試験に合格した後にMT自動車を使用した技能試験の両方に合格しないとMT免許は交付されません。
- 3 AT試験に合格している場合は、MT試験に不合格の場合でもAT免許の申請は可能です。
- 4 AT試験に合格したがMT試験が不合格の場合で、次回もMT技能試験を受ける場合は、再度AT・MT技能試験の両方を受験することになります。（AT試験免除にはなりません。）
- 5 AT免許交付後でも、後日AT限定解除審査に合格することでMT免許にすることができます。

※ 注意

これに伴って、MT免許を希望する場合、原則同日に二回の技能試験を行うため、技能試験にかかる時間が長くなります。すべての試験終了時間や免許の交付時間が午後になったり、急遽技能試験の順番が変更になる場合がありますので当日の技能試験官等職員に確認してください。

○ 今後の試験制度

試験車で使用する自動車の変更に伴い、準中型や中型、大型自動車のAT自動車が整備され、技能試験が可能になった場合は新方式によるAT自動車での技能試験が順次開始されます。

○ 併記受験（免許を追加）する場合（普通免許のMT免許をすでに保有している時）

仮免許やその他の一種免許の技能試験において、AT自動車のみの技能試験に合格できれば、MT免許が交付されます。

（例）大型仮免、大型免許を受験する場合でも、普通免許（一種免許）のMT免許を保有していれば、AT車のみの技能試験（普通免許の下位免許である仮免許を含む）の合格で、それぞれMT大型仮免、MT大型免許の交付ができます。

○ 初めて取得する第二種免許で普通第二種免許をMT免許で取得したい場合

技能試験においてAT普通車の試験で合格し、MT普通車を使用した試験の両方に合格するか、AT普通二種免許取得（交付）後に、普通第二種免許に付与されているAT限定の限定解除審査を受けて合格する必要があります。（仮免許や一種免許でMT免許を保有していても、その上位免許である普通第二種免許のMT試験に合格しなければ、上位免許である普通第二種免許はMT免許にはなりません。）